

新株予約権発行に関する取締役会決議公告

平成20年7月10日

株主各位

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社
代表取締役社長 山口浩行

平成20年7月10日開催の当社取締役会において、下記の内容の新株予約権を発行する旨を決議しましたので、会社法第240条第2項及び同条第3項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 新株予約権の名称

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社第5回新株予約権

2. 新株予約権の割当日（発行日）

平成20年7月30日

3. 新株予約権の割当対象者

当社の取締役4名

4. 発行する新株予約権の総数

3,800個とする。

5. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

I. 普通株式3,800株とする。

II. 各新株予約権の目的である株式数は1株とする。

なお、当社が合併、会社分割、株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

6. 新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

I. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額（以下、「払込金額」という。）は、II. により決定される1株当たりの払込金額に、5. II. に定める新株予約権1個の株式の数を乗じた金額とする。

- II. 払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価格が新株予約権発行日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。
- なお、新株予約権発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当社が時価を下回る価額で普通株式を発行する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また発行日後に当社が他社と合併を行う場合、又は当社が会社分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込金額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

8. 新株予約権を行使することができる期間

平成 22 年 7 月 12 日から平成 30 年 6 月 24 日までとする（行使期間の最終日が銀行休業日にあたるときは、その直前の銀行営業日を行使期間の最終日とする。）。

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10. 新株予約権の行使の条件

- I. 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要する。

ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。

- II. I. にかかわらず、対象者が取締役、執行役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、執行役、監査役もしくは従業員が「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に規定される関係会社又は子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができる。

11. 新株予約権の取得条項

- I. 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にはその新株予約権を取得することができる。この場合、新株予約権は無償で取得するものとする。
- II. 新株予約権割当日から新株予約権を行使することができる期間の開始日の前日までの間に、株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が一度でも割当日の終値の70%を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めるときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

以上